

不適切な事務処理に係る市の対応方針について
(最終とりまとめ)

令和8年7月

府中市

不適切な事務処理に係る市の対応方針について

1 はじめに

本市では、令和8年2月に、不適切な事務処理に関する内部調査報告書を公表しました。

内部調査では、契約や予算執行の手続、関係部署間の情報共有、管理監督者による確認などに問題があった複数の事業について、その経緯と組織上の課題を明らかにしました。

その後も、内部調査の段階では結論に至らなかった未払い案件や、実際とは異なる事業名を用いて予算を執行した案件について、関係者への聞き取り、残存資料の確認を行うとともに、弁護士等の専門的な意見も踏まえ、法的及び会計上の根拠などの観点から検討を重ねてきました。このたび、これらの未解決案件について、市としての最終的な対応方針を取りまとめました。

本方針は、単に「支払う」「支払わない」という結論だけを示すものではなく、市として公金を支出する法的及び会計上の根拠があるのか、市の事務処理にどのような問題があったのか、法的責任や管理監督者責任及び組織としての責任をどのように整理するのか、そして、同様の事案を二度と起こさないために何を改善するのかという観点から市の判断とその理由を明らかにするものです。

市民の皆様からお預かりした税金を適正に取り扱うことは行政の基本です。

市の不適切な事務処理によって、関係事業者の皆様にも長期間にわたる混乱や負担を生じさせ、市民の皆様の行政に対する信頼を大きく損ねたことについて、市としてこの事態を深く反省するとともに、その責任を重く受け止めています。

本市は、事実を隠すことなく、確認できた事実と確認できなかった事項を区別し、市としての判断とその理由を明らかにします。また、法的責任を追及できるか否かだけで責任を捉えるのではなく、行政としての責任及び組織としての責任を曖昧にすることなく、本件への対応と組織改革を進めます。

2 不適切な事務処理に関係するとされた金額について

内部調査報告書の公表後、不適切な事務処理に関係する金額として、約 7,700 万円と報道されました。

この額は、内部調査の対象となった事業のうち、契約事務や予算執行などの手続が適正に行われていなかった事業を合計した金額であり、その全額が不正又は不適切に支出されたものではありません。

内訳は次のとおりです。

区分	金額	内容	支出状況
契約事務等の手続が適正でなかった事業	約 7,200 万円	事業の実施後に元職員から支払担当部署へ契約関係書類や請求書等が提出されるなど、契約事務や予算執行の手続が適正に行われていなかったもの	市から支出済み
未払いの申出がある事業	約473万円	契約関係書類等が確認できず、現在も事業者から未払いとして請求を受けているもの	市からは未支出
実際とは異なる事業名を用いた予算執行	約 51 万円	実際に行われた事業とは異なる事業名を用いて予算執行が行われたもの	市から支出済み

約 7,200 万円については、契約事務や予算執行の手続に重大な問題があったものの、事業そのものは実施され、市として負担すべき経費が支払われていました。

一方、約473万円については、市の支払義務を裏付ける契約関係書類等が確認できず、現在も未払いの申出があるものです。また、約 51 万円については、実際とは異なる事業名を用いて予算が執行されたものです。このため、これらは、それぞれ事実関係や法的及び会計上の論点が異なります。

これまでの市の説明が十分でなかったことにより、全額が不正に支出された金額又は市に損害が生じた金額であるかのような誤解や不信を招いたことについて、市として説明責任を十分に果たせていなかったと認識しています。

しかし、全額が不正な支出ではないことをもって、今回の問題を軽く捉えるものでは決してありません。たとえ事業そのものが必要であり、市として負担すべき経費であったとしても、契約や予算執行の手続を守らないこと、必要な記録を残さないこと、事業の実態と異なる事業名を用いて公金を支出することは、公金支出の適法性、透明性及び市民への説明可能性を損なう重大な問題です。

特に、市民の皆様から見れば、実際には行われていない事業名を用いて支出したという事実そのものが、行政に対する信頼を大きく損なうものであり、単に「実際に別の事業が行われていた」「市に一定の利益があった」という説明だけでは、到底納得できないとの思いがあることも、市として十分認識しています。

本市は、金額の大小や市に直接的な損害が生じたかどうかだけで問題を判断するので

はなく、行政として守るべき手続が守られていたか、市民の皆様にも正面から説明できる公金の使い方であったかという観点から、一連の事案を厳しく検証します。その上で、関係者の責任を整理するとともに、再発防止策と組織改革を現執行部の責任として着実に実行します。

3 今回示す対応方針の範囲

令和8年2月に公表した内部調査報告書では、調査対象となった事業の経緯、不適切な事務処理の内容、組織上の問題及び再発防止策を示しました。

そのうち、次の案件については、支払義務の有無や支出済みの経費の取扱いなど、さらに法的及び会計上の検討を行う必要があったため、内部調査報告書の公表時点では最終的な結論を示していませんでした。

- ・恋しき料亭再生事業オープニング業務に係る未払いの申出
- ・恋しき落語会に係る未払いの申出
- ・広島県市長会懇親会に係る未払いの申出
- ・小中一貫教育全国サミットのレセプション等に関し、実際とは異なる事業名を用いて執行した経費の取扱い

本対応方針は、これらの未解決案件について、その後に行った関係者への聞き取り、残存資料の確認並びに法的及び会計上の検討を踏まえ、市として最終的な判断とその理由を示すものです。

したがって、関係する全ての事業について改めて調査をやり直したものではありません。また、本対応方針の対象としていない事業について不適切な事務処理がなかった、又は問題が解消されたという趣旨でもありません。

内部調査報告書で明らかとなった契約事務、予算執行、意思決定、情報共有及び管理監督体制に関する問題については、引き続き市全体の課題として検証し、再発防止及び組織改革を進めます。

なお、本対応方針における「最終的な判断」とは、現時点で確認できる資料及び事実関係に基づく、市としての支払及び返還の取扱いに関する判断を意味するものです。今後、新たな事実又は判断に影響を及ぼす事情が判明した場合には、必要に応じて改めて対応を検討します。

4 市としての基本的な考え方

本市は、市民の皆様からお預かりした税金を支出するに当たっては、法令及び会計上の原則に基づき、市が公金を支出する客観的な根拠を確認することが不可欠であると考えています。

このため、市が公金を支出するためには、「関係者がそのように認識していた」「実際に何

らかの業務が行われた」という事情だけでは足りず、市から正式な発注が行われたこと、業務の内容及び金額について合意があったこと、市がその費用を負担すべきことなど、市として支払義務を負う法的及び会計上の根拠を、客観的な資料及び事実によって確認できる必要があります。

一方で、市が支払わないと判断したことをもって、市に責任がなかったことにはなりません。今回、契約書類を作成しなかったこと、口頭による不明確な調整が行われたこと、必要な記録を残さなかったこと、適切な意思決定や情報共有が行われなかったことは、いずれも市の事務処理上の重大な問題であったと認識しています。特に、市の不適切な事務処理によって、事業者側にも市の支払いを期待させる状況や、長期間にわたって未払いの申出が解消されない状況を生じさせたことについて、市として深く反省しています。

したがって、本市は、次の二つの判断を明確に区分して整理します。

判断事項	判断の内容
公金支出の可否	市に法的な支払義務があり、予算及び会計上も適法かつ適正に支出できるか
市の事務処理上の責任	契約、予算執行、意思決定、情報共有又は管理監督に問題がなかったか

「公金を支出できるか」という判断と、「市の事務処理に責任があったか」という判断は、分けて考えなければなりません。本市は、公金支出の適法性を厳格に判断するとともに、市の事務処理上の責任についても曖昧にすることなく受け止め、市民の皆様への説明責任を果たします。

また、本件を一部の職員だけの問題として終わらせるのではなく、組織全体の課題として検証し、契約事務、予算執行及び管理監督体制を抜本的に見直します。

法的な責任追及ができるか否かだけで本件を終わらせるのではなく、現執行部の責任として、再発防止と組織改革を着実に実行し、透明性の高い行政運営の実現に取り組みます。

5 市が判断する際の共通基準

各案件について、次の事項を共通の基準として、関係者への聞き取り、残存資料及び実際の事業内容を総合的に確認しました。

- ・市から業務を発注した事実が確認できるか
- ・発注した者に、市を代表して契約や発注を行う権限があったか
- ・業務の内容及び金額について、市と事業者との間で合意があったか
- ・業務の範囲及び費用負担区分が明確であったか
- ・業務が実際に行われ、市がその成果や利益を受けたか
- ・契約書、見積書、請書、請求書、決裁文書などの客観的な資料があるか

- ・当該経費が、市の事業目的及び予算上の目的に合致しているか
- ・予算及び会計上、適法かつ適正に支出できるか
- ・既に別の事業費等で支払われておらず、二重払いにならないか

これらの事項は、いずれか一つだけで結論を決めるものではなく、案件ごとの事実関係に応じて総合的に判断するものです。例えば、業務が実際に行われ、市が一定の成果又は利益を受けていたとしても、市からの正式な発注、業務内容、金額及び費用負担について客観的に確認できない場合には、それだけをもって公金を支出することはできません。

一方、契約又は予算執行の手続が不適切であった場合であっても、実際に市の事業として実施され、市が負担すべき経費であることを客観的に確認できる場合には、支出済みの経費の取扱いについて、未払い案件とは異なる判断となる場合があります。

公金は、市民の皆様からお預かりした税金です。このため、市として支払義務を負うことは、関係者の認識や口頭の説明だけではなく、客観的な資料及び事実によって確認できなければなりません。

その一方で、客観的な資料が残されていないこと自体が、市の不適切な事務処理によって生じた場合には、公金を支出しないことによって、市の事務処理上の責任までなくなるものではありません。

本市は、公金支出の可否と、市の事務処理上の責任を区別して判断し、いずれについても市として説明責任を果たします。

6 各案件に対する市の判断

前章の共通基準に照らして確認した結果、各案件に対する市の判断は、次のとおりです。

案件	業務等の実施	市の発注・合意	市の支払義務・負担根拠	市の対応
恋しき料亭再生事業オープニング業務	元の契約に基づく業務の実施は確認	差額を別の委託料で支払う旨の合意を客観的に確認できない	差額の内容、金額及び支払義務を確認できない	請求額は支払わない
恋しき落語会	事業及び一定の業務の実施は確認	市による正式な発注、業務範囲及び金額の合意を確認できない	市、観光協会その他関係者の費用負担区分を確認できない	請求額は支払わない

広島県市長会 懇親会	飲食の提供及び追加注文の実施は確認	参加費を超える部分について、市が負担する旨の正式な決定を確認できない	市が追加負担すべき法的及び会計上の根拠を確認できない	広島県市長会の負担範囲を超える部分は公費で支払わない。
実際とは異なる事業名を用いた予算執行	市の事業としてレセプション及びPR事業を実施し、役務の提供を受けたことを確認	参加者会費と市のPR事業費を組み合わせる考え方及び経費の内容を確認	経費自体は実際に行われた市の事業に必要で、市が負担すべきものと認められる	返還は求めない。ただし、実際とは異なる事業名を用いた事務処理は極めて不適切と判断

四つの案件はいずれも、契約又は予算執行の手續に重大な問題があった点では共通しています。

一方、市の支払義務又は経費負担の根拠を客観的に確認できるかという点には、次の違いがあります。

未払いの三案件については、業務又は飲食の提供が行われたことは確認できるものの、市による正式な発注、業務の範囲、金額の合意又は費用負担区分を客観的に確認できませんでした。このため、市が新たに公金を支出する法的及び会計上の根拠を確認できないと判断しました。

これに対し、小中一貫教育全国サミットのレセプション等については、実際に市の事業としてレセプション及びPR事業が実施され、市が役務の提供を受けたこと、並びに問題となった経費がその事業に必要な経費であったことを確認できました。

このため、経費そのものについては市が負担すべきものと判断し、支出済みの経費を事業から返還は求めないこととしました。

ただし、この判断は、実際とは異なる事業名を用いた予算執行を正当化するものではありません。事実と異なる事業名を用いて公金を支出した行為は、公金支出の適法性、透明性及び市民への説明可能性を著しく損なうものであり、市として許容できない極めて不適切な事務処理です。

7 未払い案件への対応

(1)恋しき料亭再生事業オープニング業務

① 概要

令和 5 年度に実施した「恋しき料亭再生事業オープニング業務」について、令和 7 年度に事業者から、当初の見積金額と契約金額との差額が支払われていないとの申出がありました。

② 調査結果

事業者は、当初提出した見積金額と実際の契約金額との差額について、元職員から「別の委託料で調整する」と説明を受けたと主張しています。

一方、元職員は、令和 6 年度に実施した別の事業の委託料によって、既に調整していると説明しています。

しかし、次の事項を確認できる客観的な資料は残されていませんでした。

- ・当該差額を別の事業の委託料により支払うことについて、市と事業者が合意した事実
- ・どの業務に対して、いくらを支払うこととしていたのか
- ・令和 6 年度に実施した別事業の支払いが、今回申し出のあった差額の調整を目的としたものであったこと
- ・今回請求されている金額が、市が法的な支払義務を負っていること

また、事業者と元職員の説明は一致しておらず、残存する資料からも、いずれの説明が事実であるかを確定することはできませんでした。

③ 市の対応方針

調査の結果、今回請求されている金額について、市が支払義務を負うことを裏付ける客観的資料及び事実を確認することはできませんでした。

このため、市として公金を支出する法的及び会計上の根拠を確認できないことから、今回請求されている金額については支払わないこととします。この判断は、事業者の申出を軽視するものでも、市に責任がなかったとするものでもありません。

このような状況を招いた背景には、市職員と事業者との間で書面によらない不明確な調整が行われ、契約内容や業務の範囲及び費用負担について必要な記録が残されていなかったという市の事務処理上の重大な問題があります。

市の不適切な事務処理によって事業者に長期間にわたる混乱と負担を生じさせたことについて、市として深く反省するとともに、その責任を重く受け止めています。

(2)恋しき落語会

① 概要

令和6年7月に開催された「恋しき落語会」について、事業者及び弁当事業者から、運営経費等が支払われていないとの申出がありました。

② 調査結果

内部調査では、出演料については観光協会から支払われていたことを確認しています。

また、出演料以外の運営経費について、市が何らかの負担をするとの認識を持っていた関係者がいたことも確認されました。

一方で、市には、本事業に関する契約書、仕様書、請書、発注書、決裁文書等の契約関係書類が存在していませんでした。

調査では、事業が実施されたこと及び事業者等が一定の業務を行ったことは確認できましたが、次の事項を客観的に確認することはできませんでした。

- ・市が事業者及び弁当事業者に正式に業務を発注したこと
- ・誰が、どのような権限に基づいて発注したのか
- ・市が負担する業務の内容及び範囲
- ・市と事業者との間で合意した金額
- ・観光協会、市、その他の関係者の負担区分

関係者の間に「市が支払う」との認識があったとしても、その認識が、誰によるどのような説明又は合意に基づくものであったかを確認する資料は残されていませんでした。

③ 市の対応方針

本件については、市による正式な発注の事実、業務内容及び範囲、金額の合意及び市の支払義務を裏付ける客観的な根拠を確認することができませんでした。

このため、現時点では、市が任意に公金を支出するために必要な法的及び会計上の根拠を確認できないことから、請求された金額については支払わないこととします。

ただし、この判断は、事業者が業務を行っていなかったと判断したものではありません。また、市に事務処理上の責任がなかったことを意味するものでもありません。

本件は、市が関係する事業でありながら、事業全体の責任部署、市と観光協会との役割分担、費用負担の範囲及び契約主体を明確にしないまま、契約書類を作成することなく事業が進められた結果、生じたものです。

市として、その責任を重く受け止めるとともに、今後は複数部署にまたがる事業について事業を開始する前に、責任部署、各関係者の役割、費用負担、契約及び支出を行う主体並びに意思決定の内容を必ず文書により明確にする仕組みを徹底します。

(3)広島県市長会懇親会

① 概要

令和 6 年 8 月に恋しきで開催された広島県市長会懇親会について、令和 7 年度に、事業者から費用の一部が支払われていないとの申出がありました。

② 調査結果

本懇親会については、広島県市長会主催事業として市に対して1人当たり 1 万円の飲食代が用意され、原則として、その費用の範囲内で経費を賄うこととしていました。

しかし、当日の追加注文等により、実際の費用が当初予定していた金額を上回ったことが確認され、その超過分が未払いとなっていたことを確認しました。

政策企画課(現企画財政課)は、市として負担する経費は広島県市長会が用意した参加費の範囲内であると認識していました。

一方、元職員は、追加注文等により不足が生じることを認識していたものの、その超過部分を市が負担するために必要な決裁、予算措置、契約変更その他の手続を行っていませんでした。

調査の結果、参加費を超える費用について、市が追加負担することを正式に決定した事実や、市が公費で負担すべきことを裏付ける決裁資料その他の客観的な資料は確認できませんでした。

③ 市の対応方針

本件については、広島県市長会が用意した参加費の範囲を超える経費について、市が追加して負担する法的及び会計上の根拠を確認することができませんでした。そのため、その追加負担部分については、公費による支出は行いません。

この判断は、実際に飲食の提供が行われたことを否定するものではありません。また、市に事務処理上の責任がなかったとするものでもありません。

市として公金を支出するためには、飲食の提供を受けたという事実だけではなく、市がその追加費用を負担することについて、権限のある者による決定、予算上の根拠及び適正な契約手続が必要です。本件では、これらを確認することができませんでした。

一方で、このような状況を招いた原因は、市の不適切な事務処理にあります。追加注文を行う際に、その必要性、金額及び費用負担を確認せず、決裁や契約変更等の手続を行わないまま事業者との調整を進めたことにより、事業者に混乱と負担を生じさせました。市として、このことを深く反省し、その責任を重く受け止めています。

今後は、会議や懇親会等などにおいても、事前に費用負担の上限、契約内容及び追加注文が生じた場合の決裁手続を明確にします。また、予算又は契約額を超えるおそれが生じた場合には、その時点で提供を停止し、必要な決裁及び契約変更等を経るこ

とを徹底します。

8 実際とは異なる事業名を用いた予算執行への対応

① 概要

内部調査では、小中一貫教育全国サミットのレセプションに要した費用の一部について、実際とは異なる事業名を用いて予算を執行していたことが確認されました。

具体的には、実際にはレセプションに要した費用であるにもかかわらず、「一般社団法人日本ホテル協会令和6年度秋季通常総会における府中市産品出展事業」という、実際には行われていない事業名を用いて支出していました。

② 調査結果

元職員は、支払先事業者との調整、請書及び請求書の作成等を自ら行っており、実際とは異なる事業名を用いた支払事務が不適切であったことを認めています。

一方、小中一貫教育全国サミットのレセプションについては、次の事実を確認しました。

- ・レセプションは実際に開催されていたこと
- ・全国から多くの教育関係者が参加していたこと
- ・参加者から1人当たり7,000円の会費を徴収し、教育委員会が事業者を支払っていたこと
- ・会場において、本市の観光、産業及び特産品のPRを行っていたこと
- ・教育委員会だけでなく、市の観光、産業部門も関わって事業を実施していたこと
- ・問題となった経費についても、実際に提供された物品や役務に対するものであったこと
- ・参加者会費と市の観光、産業及び特産品のPR事業費を組み合わせレセプション等を実施する考え方が、関係部署間で共有されていたこと
- ・問題となった経費の内容及び金額を確認できること

これらの事実を踏まえ、事業の目的、実施内容、市の関与、経費の内容及び金額並びに受けた役務について改めて検証しました。

その結果、問題となった経費は、実際に行われた市の事業に必要な費用であり、参加者会費と市の観光、産業及び特産品のPR事業を組み合わせレセプションを実施する考え方の下で、市が負担することが予定されていた経費であったことを確認しました。このため、経費自体については、市が負担すべきものであったと判断しました。

③ 市の対応方針

小中一貫教育全国サミットのレセプションについては、参加者から徴収する会費と、

市の観光、産業及び特産品のPR事業費を合わせて実施する考え方については関係部署間で共有され、その考え方については前市長にも報告されていました。

ただし、前市長に報告されていたのは、参加者会費とPR事業費を組み合わせレセプション等を実施するという事業の基本的な考え方であり、実際とは異なる事業名を用いて予算を執行することについて、前市長への報告又は了承があった事実は確認されていません。また、関係部署においても、適正な予算、決裁、契約及び支出手続によって執行することが当然の前提でした。本来であれば、この考え方に基づき、実際の事業内容に即した予算整理、決裁及び契約手続を行った上で支出すべきでした。

しかし、元職員は、支払先事業者との調整並びに請書及び請求書の作成等を自ら行い、実際には行われていない事業名を用いて支出手続を行っていました。

したがって、本件の問題は、市がPR事業費を活用するという考え方自体にあるのではなく、実際の事業内容に即した適正な予算及び契約手続を行わず、事実と異なる事業名を用いて公金を支出したことにあります。

また、本件では、レセプション等に要した費用の一部について、元職員が自己負担していたことも確認しています。しかし、市として公費を支出できるのは、市が負担することとして意思決定され、その内容、金額及び負担根拠を客観的に確認できる経費に限られます。

元職員が自己判断により負担した経費については、市が負担することを決定した事実や、公費として支出すべき法的及び会計上の根拠を確認することができません。

このため、市が負担すべきものとして確認できた経費については支出済みの経費の返還を求めない一方、元職員が自己負担した経費について新たに公費を支出することはできないと判断しました。

広島県市長会懇親会と本件との主な違いは、次のとおりです。

確認事項	広島県市長会懇親会の超過部分	小中一貫教育全国サミットのレセプション等
事業・役務の実施	追加の飲食提供を確認	レセプション及びPR事業の実施を確認
市が費用を負担する考え方	参加費を超える部分を市が負担する決定を確認できない	参加者会費と市のPR事業費を組み合わせ実施する考え方を確認
経費の内容及び金額	市の追加負担として合意した内容及び金額を確認できない	実際に提供された物品及び役務の内容並びに金額を確認

市の負担根拠	客観的に確認できない	実際の市の事業に必要な経費として確認できる
結論	超過部分は公費で支払わない	支出済みの経費について返還を求めない

小中一貫教育全国サミットのレセプション等については、実際に市の事業としてレセプション及び PR 事業が実施され、市がその事業に係る役務の提供を受けていること、問題となった経費の内容及び金額を確認できること並びに市が当該経費を負担する考え方が存在していたことから、支出済みの経費について返還を求めないこととします。

ただし、この判断は、実際とは異なる事業名を用いた予算執行を正当化し、又はその責任を軽く捉えるものではありません。

実際には行われていない事業名を用いて公金を支出したことは、公金支出の適法性、透明性及び市民への説明可能性を著しく損なうものであり、市として到底許容できない極めて不適切な事務処理です。

市民の皆様から見れば、「実際には存在しない事業名を用いて支出した」という事実そのものが、行政への信頼を大きく損なうものであり、経費そのものに一定の根拠があったという説明だけでは、到底納得できないとの思いがあることも、市として十分認識しています。

だからこそ、市としては、支出済みの経費を返還させるかという法的及び会計上の判断とは別に、事実と異なる内容で公金を支出した行政上及び組織上の責任を厳しく受け止めます。

二度と同様の事務処理を生じさせないため、予算執行及び契約事務の確認体制、関係部署間の意思決定、管理監督体制及び組織運営そのものを見直し、再発防止策を現執行部の責任として着実に実行します。

9 第三者調査の実施について

本対応方針の取りまとめに当たり、市民の皆様から「第三者調査を実施すべきではないか」とのご意見や、市議会での指摘も踏まえ、市として第三者調査の必要性について改めて慎重に検討しました。

① これまでの経過

令和 7 年 8 月の内部通報及び令和 7 年第 3 回定例会における決算認定議案への質疑やご指摘を受け、市は、事実関係を客観的に調査するため、広島弁護士会福山地区会に対し、第三者調査を担当する弁護士の選任を依頼しました。

しかし、調査対象が広範囲に及ぶことや、当初想定していた調査期間が極めて短かったことなどから、調査人の選任には至りませんでした。

このため、前市長は、対象事務に直接関与していない部長級職員で構成する内部調

査チームを設置し、調査を実施しました。

その結果は令和 8 年 2 月に内部調査報告書として公表され、続く令和 8 年 3 月議会では、決算不認定に係る措置状況を市として報告を行いました。

その中で、引き続き検討が必要な事項として、

未払い案件への対応

実際とは異なる事業名を用いた予算執行への対応

の 2 点を整理しました。

未払い案件については、契約関係及び市の債務該当性を精査し、顧問弁護士等の確認を経て市として統一的な見解をまとめることとしました。

また、実際とは異なる事業名を用いた予算執行については、実施実態及び公金支出の妥当性について、第三者による検証も含め検討することとしていました。

② 第三者調査の必要性の検討

その後、市は改めて広島弁護士会福山地区会に依頼し、「実際とは異なる事業名を用いた予算執行」に関する第三者調査の実施可能性等について意見を伺いました。

その結果、公金支出の妥当性については、政策判断や予算執行に関する事項を含むことから、最終的には市が事実関係を整理し、法的・会計的な検討を踏まえて責任を持って判断すべき事項であり、第三者がその是非を評価することにはなじみにくいとの考え方が示されました。

また、実際とは異なる事業名を用いた予算執行についても、事業名が実態と異なっていたことや、元職員が事業者との調整や請書・請求書の作成を行っていたことなど、主要な事実関係は既に確認されており、不適切な事務処理であったこと自体に大きな争いはないことから、改めて第三者調査によって確認すべき事実は限定的であるとの考え方が示されました。

これらの意見も踏まえ、市として改めて調査対象や期待される役割を整理した結果は、次のとおりです。

検討事項	現在までの確認状況	市の判断
市の支払義務の有無	契約関係、発注、金額の合意及び費用負担を法的・会計的に検討	第三者の評価に委ねるのではなく、市が責任を持って判断すべき事項
実際とは異なる事業名を用いた支出	事業名、支出手続、元職員の関与等の主要な事実を確認	不適切な事務処理であることは明らかであり、事実確認を目的とする新たな調査の必要性は限定的

支出済み経費の返還の要否	実際の事業、役務、経費の内容及び市の負担根拠を検討	法的及び会計上の検討を踏まえ、市が判断すべき事項
関係者の責任	損害賠償、刑事告発、管理監督責任等を検討	法的措置の可否と行政上・組織上の責任を区分して整理

③ 市の判断

以上を踏まえ、市として慎重に検討した結果、新たな第三者調査を実施しても、既に確認した主要な事実関係を超える新たな事実が明らかになる可能性は限定的であると判断しました。

また、公金支出の可否や支出済み経費の返還の要否については、第三者に判断を委ねるのではなく、市が関係資料及び事実関係を整理し、顧問弁護士等の専門的な意見を踏まえた上で、自ら責任を持って判断し、その理由を市民の皆様及び市議会に説明すべきものと判断しました。

このため、今回の一連の案件については、新たな第三者調査は実施せず、本対応方針において、市が確認した事実、判断の基準、結論及びその理由を明らかにすることにより、市自ら説明責任を果たすこととします。

なお、この判断は、第三者による検証そのものを否定するものではありません。今後、新たな事実が判明した場合や、現在の調査結果の前提を覆す事情が生じた場合には、第三者調査を含め、必要な対応を改めて検討します。

10 関係職員等の責任について

(1) 基本的な考え方

本件については、市民や市議会から「誰が、どのような責任を負うのか」「責任について十分な検討が行われたのか」とのご意見及びご指摘をいただいています。

今回の一連の事案では、元職員が、契約事務、予算執行及び事業者との調整に中心的に関与していたことが確認されています。

一方、本件は、元職員一人の判断や行為だけによって発生したものではありません。契約や予算執行が適正に行われているかを確認する仕組みが十分に機能していなかったこと、関係部署間の情報共有が行われていなかったこと、管理監督者による確認が不十分であったことなど、組織として不適切な事務処理を防止できなかったことにも重大な問題があります。

また、現在の執行部は、本件の事実関係と責任を明らかにし、必要な是正措置及び再発防止策を実行し、その結果を市民の皆様及び市議会に説明する責任を負っています。

このため、本対応方針では、法的責任の有無だけで本件の責任を判断するのではなく、次の区分により整理します。

なお、本対応方針における法的措置の検討は、市が犯罪の成否や民事上の責任の有無を最終的に判断するものではなく、確認できた事実及び証拠を基に、関係法令及び判例等の考え方に照らして、法律上求められる要件を充足すると判断できるかを検討したものです。したがって、本対応方針において「法的措置を講ずることができない」とは、確認できた事実及び証拠に基づく限り、当該措置を講ずるために必要な法律上の要件を充足すると判断できなかったことを意味するものであり、当該行為に行政上又は組織上の責任がないことを意味するものではありません。

責任の区分	主な内容
現執行部の責任	事実関係と市の判断を明らかにし、組織改革及び再発防止を 実行し、その実効性を検証する責任
市の組織としての責任	チェック機能、情報共有、意思決定及びガバナンスが十分に機 能しなかった責任
元職員個人の責任	不適切な事務処理への関与、損害賠償請求、刑事告発その他 の措置の可否
管理監督責任	前市長及び前副市長による管理監督の状況と、その責任に対 する対応

法的措置を講ずることができるかという判断と、行政としての責任があるかという判断は、同じではありません。

市としては、個人の法的責任、管理監督責任及び組織としての責任をそれぞれ整理するとともに、現執行部が果たすべき責任を明確にし、本件への対応を進めます。

(2)現執行部の責任

市政運営を引き継いだ現執行部には、過去の問題を過去のものとして終わらせることなく、確認できる事実を明らかにし、市としての判断を示し、組織上の問題を是正する責任があります。

このため、現執行部は、次の責任を果たします。

- ・確認できた事実と確認できなかった事項を区別し、丁寧に説明すること
- ・公金の支出又は返還の要否について、法的及び会計上の根拠に基づき判断すること
- ・元職員及び管理監督者の責任について、講ずることができる措置を漏れなく検討すること
- ・契約事務、予算執行、意思決定及び情報共有の仕組みを見直すこと
- ・再発防止策を実行し、その実施状況と効果を継続的に検証すること
- ・検証の結果を市民の皆様及び市議会に説明すること

過去に生じた問題から目を背けず、責任を曖昧にすることなく、組織を改め、同様の事案を二度と起こさない仕組みを構築することが、現執行部の責任です。

また、過去の関係者に対する法的措置を講ずることができない場合であっても、それをもって本件への対応を終わらせることはしません。

本対応方針を出発点として、再発防止策及び組織改革を着実に実行し、その実効性を市長、副市長及び教育長をはじめとする現執行部が責任を持って確認します。

(3)市の組織としての責任

今回の事案は、元職員による不適切な事務処理を契機として発生したのですが、その背景には、次のような組織上の問題がありました。

- ・特定の職員に事業の企画、事業者との調整及び契約事務が集中していたこと
- ・担当者以外の職員及び管理監督者による確認が十分に行われていなかったこと
- ・関係部署間の役割、費用負担及び責任の所在が明確でなかったこと
- ・契約及び予算執行に関するチェックが形式的なものとなっていたこと
- ・問題を組織内で共有し、是正する仕組みが十分に機能していなかったこと

このため、本件は、元職員一人の資質や判断だけに帰することのできる問題ではなく、市の組織として生じさせ、防止することができなかった問題です。

市として、その組織上及び管理監督上の責任を明確に認識しています。

また、懲戒処分、退職手当の返納、損害賠償請求、刑事告発その他の措置を講ずるための要件を確認できなかったことは、関係者や市の組織に責任がなかったことを意味するものではありません。

法的責任を追及できるかという問題と、行政として何を反省し、何を改めるべきかという問題は、明確に区分して考えなければなりません。

市は、組織としての責任を果たすため、契約事務、予算執行、意思決定、情報共有及び管理監督体制を抜本的に見直します。

また、再発防止策の実施状況及びその効果を継続的に検証し、その結果を市議会及び市民の皆様に説明することにより、透明性の高い行政運営と市政への信頼回復に全力で取り組みます。

(4)元職員への対応

① 法的措置に関する基本的な考え方

市民や市議会からは、元職員に対する損害賠償請求や刑事告発を行うべきではないかとのご意見及びご指摘をいただいています。市としても、今回確認された一連の事務処理は極めて重大な問題であると認識し、これらの法的措置の可否について、弁護士等の専門的な意見も踏まえ慎重に検討しました。

しかし、損害賠償請求及び刑事告発は、不適切な事務処理があったという事実のみをもって行うことができるものではありません。損害賠償請求については、市に具体的な損害が生じていること、その損害額、当該行為との因果関係その他法律上の要件を満たす必要があります。

また、刑事告発については、対象となる行為が刑罰法規の構成要件に該当すること、故意その他の犯罪成立要件を満たすこと及びこれらを裏付ける事実又は証拠が必要となります。市は、これらの法的要件について確認できる事実及び証拠に基づき検討した結果を踏まえ、以下のとおり判断しました。

② 確認した事実

内部調査報告書及びその後の調査において、元職員に関し、主に次の事実を確認しました。

- ・事業の企画、事業者の選定、契約額の調整等を中心となって進めていたこと
- ・契約及び予算執行に必要な意思決定や手続を経ないまま、事業者との調整を進めていたこと
- ・契約関係書類を事業実施後に提出するなど、適正な時期に契約手続を行っていなかった事例があったこと
- ・実際とは異なる事業名を用いた予算執行において、支払先事業者との調整並びに請書及び請求書の作成等を自ら行っていたこと
- ・関係部署及び管理監督者への情報共有が十分でなく、責任の所在及び役割分担が曖昧なまま事業を進めていたこと

これらは、地方公共団体の職員に求められる適正な契約事務、予算執行及び組織的な意思決定の在り方から大きく逸脱するものであり、市として極めて重大な問題であったと認識しています。

③ 責任に関する検討結果

元職員に関して市が検討した事項及びその結果は、次のとおりです。

検討事項	主な検討内容	市の判断
懲戒処分	職員としての服務義務違反に対する処分の可否	元職員は既に退職しているため、市職員としての懲戒処分を行うことはできない
損害賠償請求	元職員の行為によって市に具体的な損害が生じ、賠償を求める法律上の要件を満たすか	市に生じた具体的な損害及び請求に必要な法律上の要件を確認できず、損害賠償請求は行わない

刑事告発	確認された行為が刑罰法規の構成要件を満たし、告発に必要な事実及び証拠があるか	弁護士等の専門的な意見を踏まえて検討したが、現時点では刑事告発に必要な法律上及び事実上の要件を満たすと判断できない
退職手当に関する措置	関係法令等に基づき、退職手当の返納等を求めることができるか	関係法令及び関係条例に基づく要件を満たさず、返納等を求めることはできない
行政上の責任	不適切な事務処理への中心的関与をどのように評価するか	法的措置を講ずることができない場合であっても、中心的に関与した行政上の責任は重大である

④ 損害賠償請求について

市としては、元職員に対する損害賠償請求の可能性について、弁護士等の専門的な意見も踏まえて、地方自治法その他関係法令及び民法に基づき、損害賠償請求の可否について検討しました。

損害賠償請求を行うためには、一般に、

- ・市に具体的な損害が生じていること
- ・その損害額を客観的に特定できること
- ・元職員の行為と損害との間に相当因果関係があること
- ・故意又は過失が認められること

が必要となります。

実際とは異なる事業名を用いて支出した経費については、事務処理は極めて不適切であったものの、実際に市の事業が実施され、市が物品及び役務の提供を受けていたことを確認しています。

また、その他の案件についても、市が元職員に対して賠償を求めることができる具体的な損害額及び法律上の要件を満たすと判断できませんでした。このため、現時点では、確認できた事実及び証拠に基づいて検討した結果、損害賠償請求を行うために必要な法律上の要件を充足すると判断することができなかつたことから、損害賠償請求は行いません。ただし、この判断は、元職員の不適切な事務処理に係る行政上の責任を軽減するものではありません。

法的措置を講ずることができるかという問題と、行政上の責任をどのように評価するかという問題は区別して整理すべきものであり、市としては、本件への中心的な関与について重大な行政上の責任があると認識しています。

⑤ 刑事告発について

実際とは異なる事業名を用い、請書及び請求書を作成して公金の支出手続を行ったことについては、市民の皆様や市議会から、刑事責任を問うべきではないかとのご意見及びご指摘をいただいています。

市としても、事実と異なる事業名を用いた事務処理は到底許容できないものと認識しており、刑事告発の可能性について、弁護士等の専門的な意見を踏まえて、刑法その他関係法令に照らし、犯罪の成否を含めて検討しました。

刑事告発を行うためには、単に不適切又は不正確な事務処理があったというだけではなく、対象となる行為が刑罰法規の構成要件に該当すると認められること、故意その他の犯罪成立要件を確認できること、さらに、それらを裏付ける客観的な事実又は証拠が必要です。

検討の結果、確認できた事実及び残存する資料に基づいて総合的に判断したところ、刑事告発を行うために必要な法律上の要件を充足すると判断することができなかったことから、刑事告発は行いません。ただし、この判断は、当該行為が許容されることや、同様の行為を容認することを意味するものではありません。

実際とは異なる事業名を用いて公金の支出手続を行ったことは、行政の適法性、透明性及び市民からの信頼を著しく損なう極めて重大な不適切事務であり、市として到底容認できるものではありません。

本件については、行政上及び組織上の責任を明確にした上で、本対応方針に基づく組織改革及び再発防止策を着実に実施することにより、二度と同様の事案を生じさせないことが、市として果たすべき責任であると考えています。

⑥ 懲戒処分及び退職手当について

元職員に対する懲戒処分についても検討しましたが、元職員は既に市を退職しており、地方公務員としての身分を有していないことから、市が懲戒処分を行うことはできません。

また、元職員に対して支給された退職手当は、県の退職手当制度に基づき県から支給されたものであり、市が支給した退職手当を市に返還させるという関係にはないことから、元職員に対して退職手当の返納を求めることはできないものと判断しました。

⑦ 今後の対応

以上のとおり、現時点では、元職員に対して懲戒処分、退職手当の返納請求、損害賠償請求又は刑事告発を行うために必要な要件を満たすと判断することはできませんでした。

しかし、法的又は人事上の措置を講ずることができないことと、元職員が不適切な事務処理に中心的に関与した行政上の責任がないこととは、同じではありません。

また、元職員に対する措置を講ずることができないことをもって、市の組織としての責任が軽減されるものでもありません。

今後、新たな事実又は法的判断に影響を及ぼす事情が判明した場合には、必要に応じて改めて対応を検討します。

(5)管理監督者の責任

① 基本的な考え方

内部調査報告書及びその後の調査では、元職員が、事業の企画、事業者との調整、契約事務及び予算執行を中心となって進めていたことが確認されています。

前市長及び前副市長は、各事業の目的及び概要について報告を受けていましたが、契約方法、予算執行の手続、契約関係書類の作成状況及び実際とは異なる事業名を用いた支出手続など、具体的な事務処理を認識し、又は了承していたことを確認できる資料は認められませんでした。

しかし、具体的な不適切事務を認識していなかったとしても、前市長及び前副市長には、行政組織の責任者として適正な事務執行体制を整備し、管理監督及び内部統制を機能させる責任があります。

今回、契約及び予算執行に係るチェック機能や、関係部署間の情報共有が十分に機能せず、不適切な事務処理を未然に防止し、又は早期に把握することができなかったことについて、管理監督上の責任は重いものと認識しています。

② 前市長の責任

前市長については、一連の事案により令和 6 年度一般会計決算が市議会において不認定となるなど、市政に大きな混乱を招いたことを受け、自ら管理監督責任を認めました。

その上で、令和 8 年 3 月から同年 5 月までの給料を減額する条例案を提出し、市議会の議決を経て減額措置を実施しました。

市としては、この減額措置は、前市長が行政組織の長としての管理監督責任を明らかにするために講じた措置であると整理しています。

ただし、この措置が講じられたことによって、組織上の課題が解消されたものではなく、市民の皆様から失われた信頼が回復したものでもありません。

③ 前副市長の責任

前副市長についても、行政運営を補佐し、庁内の事務を監督する立場として、契約事務及び予算執行に係るチェック機能を十分に働かせ、不適切な事務処理を防止できなかった管理監督上の責任があります。

一方、内部調査報告書及びその後の調査では、前副市長が、実際とは異なる事業名の

使用や、契約手続を経ない個別の事務処理について、具体的に指示し、認識し、又は了承していたことを確認できる資料は認められませんでした。

市として、前副市長の職責、具体的な認識及び関与の状況並びに現在講ずることのできる措置について検討した結果、本対応方針において、確認できた事実及び証拠に基づいて検討した結果、新たな法的又は人事上の措置を講ずるための要件を充足すると判断することができなかったことから、新たな措置は講じません。ただし、この判断は、前副市長に管理監督上の責任がなかったとするものではありません。

市としては、不適切な事務処理を防止できなかった管理監督上の責任について、前市長と併せて重く受け止めています。

11 再発防止に向けた取組

内部調査報告書では、今回の事案の背景として、次の問題が指摘しています。

- ・市長をトップとする組織のガバナンスが十分に機能していなかったこと
- ・管理監督を担う職員のコンプライアンス意識及び確認機能が不十分であったこと
- ・関係部署間の情報共有及び連携が十分に行われていなかったこと

本市は、これらの問題を重く受け止めています。

再発防止に当たっては、職員個人の注意や倫理意識だけに依存するのではなく、不適切な事務処理を未然に防止し、仮に問題が生じた場合にも早期に把握し、組織として是正できる仕組みを整備することが必要です。

このため、研修による意識の向上に加え、契約、予算執行、意思決定、情報共有及び内部通報に関する制度と運用を一体的に見直し、次の取組を進めます。

① 公務員倫理・コンプライアンス研修の継続

令和 8 年 7 月 6 日に、市長、副市長、教育長をはじめとする特別職及び管理監督職員を対象に、公務員倫理・コンプライアンス研修を実施しました。

今後は、全職員を対象とした研修を継続的に実施します。

単に法令を学ぶだけでなく、

- ・不適切な指示を受けた場合の対応
- ・契約書を作成せずに業務を依頼することの危険性
- ・予算が不足した場合の正しい処理
- ・問題を一人で抱え込まず、上司や関係部署に相談すること
- ・管理職が果たすべき確認及び監督責任

について、具体的な事例を用いて理解を深めます。

② 口頭発注及び契約前着手の防止

事業者への発注は、原則として、契約書、請書、発注書等の書面によって行うことを徹底します。

契約手続が完了する前に、事業者に業務を開始させることは原則として禁止します。

災害対応など、緊急やむを得ない場合については、発注者、発注内容、金額、緊急性及び事後の処理内容を必ず記録する仕組みを設けます。

③ 複数部署に関係する事業の責任の明確化

複数の部署が関係する事業については、事業を開始する前に、

- ・事業全体の責任部署
- ・各部署の役割
- ・予算の負担区分
- ・契約及び支出を行う部署
- ・事業者との連絡窓口

を文書で明確にします。

関係者の間の認識だけで事業を進めることがないように、意思決定の記録を残します。

④ 予算執行及び契約事務のチェック強化

予算科目、事業目的、契約内容、請求内容及び支出先が一致しているかを確認するチェックリストを導入します。

また、管理職が決裁を行う際には、単に書類が整っているだけでなく、事業の実態と予算上の目的が一致しているかを確認することを徹底します。

実際とは異なる事業名や内容で予算を執行することは、理由を問わず認めません。

また、疑義がある場合には、そのまま決裁又は支出を進めるのではなく、契約担当部署及び財政担当部署への事前協議を徹底します。

⑤ 予算流用等の議会への報告

本件を踏まえ、予算執行の適正性について改めて全庁的な点検を行いました。

その結果、今回確認された事案以外に、繰越予算の目的外使用や不適切な予算流用等の事例は確認されませんでした。

予算の流用及び充用は、法令、予算及び財務規則等に基づき、必要な決裁を経て適正に行われる場合には認められる手続です。一方で、議決された予算の趣旨との関係や予算執行の状況について、透明性を確保することが重要です。

このため、今後は、予算の流用、充用等の実施状況について、議会と報告の対象、内容及び時期を協議の上、定期的に報告する仕組みを整備します。

⑥ 未契約及び未払い案件の定期確認

年度途中及び年度末に、次の案件がないか、各部署で確認する仕組みを設けます。

- ・契約手続を行わないまま業務を開始している案件
- ・業務が完了しているにもかかわらず請求書が提出されていない案件
- ・予算額を超えるおそれがある案件
- ・事業者との間で業務内容、金額や費用負担の認識が一致していない案件
- ・複数部署又は関係団体の間で、責任部署又は支出主体が明確になっていない案件

問題が確認された場合には、担当者だけで処理せず、速やかに所属長、契約担当部署及び財政担当部署に報告し、組織として対応を決定します。また、確認結果については、各部署から取りまとめ部署へ報告させ、全庁的な状況を把握します。

⑦ 公益通報制度の見直し

職員が、不適切な指示や事務処理に気付いた際に、安心して相談、通報できる環境を整備します。

現在、顧問弁護士への相談を行いながら、市内部の窓口に加え、外部の専門家に直接相談、通報できる窓口の設置を検討しています。

通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないよう、通報者の保護、秘密の保持及び調査方法を明確にし、制度の信頼性と実効性を高めます。

⑧ 再発防止策の継続的な検証

今回策定した再発防止策は、一度整備して終わりではありません。実施状況について定期的に点検・検証を行い、必要に応じて改善を加えながら、その実効性を高めていきます。

また、再発防止策の実施状況については、市議会への報告や職員への周知を行い、組織全体で継続的に改善に取り組みます。市として、再発防止策が形だけのものとならないよう、責任を持って運用してまいります。市長、副市長及び教育長をはじめとする現執行部は、再発防止策が形式的なものとならないよう、その実施状況と効果を責任を持って確認します。

再発防止策の実施及び検証の全体像

取組	主な実施内容	実施・確認の考え方
倫理・コンプライアンス研修	全職員への研修	継続的に実施し、受講状況及び理解度を確認
口頭発注等の防止	書面発注、契約前着手の	所属長による確認及び緊急時記

	原則禁止	録を徹底
責任部署の明確化	複数部署等の役割と費用負担を文書化	事業開始前及び変更時に確認
契約・予算チェック	事業、予算、契約及び請求の一致を確認	チェックリスト及び関係部署への事前協議
予算執行の透明性	流用、充用等の議会報告	議会と協議の上、定期的に報告
未契約・未払いの確認	年度途中及び年度末の全庁確認	各部署の確認結果を全庁的に集約
公益通報制度	外部窓口を含む制度の見直し	通報者保護及び調査手続を明確化
効果検証	実施状況と再発防止効果の確認	定期的に検証し、市議会へ報告

12 市民及び関係事業者の皆様へ

今回の一連の事案では、市の不適切な事務処理により、市民の皆様からの行政への信頼を大きく損ねるとともに、関係事業者の皆様にも多大な混乱と負担をお掛けしました。市として、改めて心からお詫び申し上げます。

今回、市が支払わないと判断した案件は、事業者が業務を行っていなかったと判断したものではありません。残されている資料や事実関係を検証した結果、市として公金を支出するために必要な法的及び会計上の根拠を確認できなかったことによるものです。一方で、そのような状況を招いた原因は、市の不適切な事務処理にあります。契約手続を適正に行わなかったこと、業務内容及び金額を明確にしなかったこと、必要な記録を残さなかったこと、組織として十分な確認や情報共有ができていなかったことについて、市として深く反省し、その責任を重く受け止めています。

また、実際とは異なる事業名を用いた予算執行は、実際に市の事業が行われていたことや、市が物品又は役務の提供を受けていたことによって許されるものではありません。行政は、市民の皆様からお預かりした税金について、実際の事業内容に即した予算、契約及び支出の手続を行い、その内容を正確に説明する責任があります。その行政運営の基本を損ない、市政に対する信頼を失わせたことについて、市として深く反省しています。

私は、市長就任以来、本件への対応に当たり、

「事実を隠さないこと」

「責任を曖昧にしないこと」

「再発防止を徹底すること」

を基本姿勢として取り組んできました。

今回の対応方針では、確認できた事実だけでなく、確認することができなかった事項についても明らかにしました。

また、市が公金を支出することができるかという判断と、市の不適切な事務処理に責任があるかという判断を区分し、法的な措置を講ずることができない場合であっても、行政上及び組織上の責任を曖昧にしないこととしました。行政への信頼は、説明や謝罪だけで回復できるものではありません。

判断の理由を丁寧に説明し、明らかとなった課題から目を背けることなく、必要な改革を一つひとつ実行し、その結果を市民の皆様及び市議会に示し続けることが、市政を預かる者の責任であると考えています。

現執行部は、今回の問題を、過去の一部の職員だけの問題として終わらせることはしません。契約事務、予算執行、意思決定、情報共有及び管理監督体制を見直し、再発防止策を着実に実行するとともに、その実施状況と効果を継続的に検証します。

失われた信頼を取り戻すことは容易ではなく、一朝一夕に実現できるものでもありません。しかし、私は市長として、この問題の重みを決して忘れず、過去の問題から目を背けることなく、事実を正確にお伝えし、必要な改革を実行する責任があります。

今回の対応方針を、問題への対応の終わりではなく、市民の皆様からの信頼を取り戻すための出発点とします。

私自身が先頭に立ち、職員とともに改革を着実に実行し、その成果を市民の皆様にお示しし続けることにより、透明性が高く、信頼される市政の実現に全力を尽くしてまいります。